

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 請願・陳情の審査

(2) 陳情第121号 野良猫対策に関する陳情

資 料 川崎市における『飼い主のいない猫』に関する施策について

令和7年11月13日

健康福祉局

川崎市における『飼い主のいない猫』に関する施策について

1 本市の飼い主のいない猫に対する取組

（１）『川崎市猫の適正飼養ガイドライン』に基づく啓発

猫に関する近隣間のトラブル減少のためには、飼い猫を適正に飼養するとともに、飼い主のいない猫の対策を講じ、人と猫が共生する社会の実現を図ることが大変重要です。

本市では、平成１７年度に「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、猫の適正飼養や飼い主のいない猫の対策について規定しています。

飼い主のいない猫の相談等が市に寄せられた際には、餌を与えている方への不妊去勢手術の推奨や置き餌をしないこと等の指導を中心に、ガイドラインに沿った助言等を実施しています。

また、被害にお困りの方に対しては、猫の嫌がる超音波を発生する装置の貸出しや忌避方法の紹介を行っています。

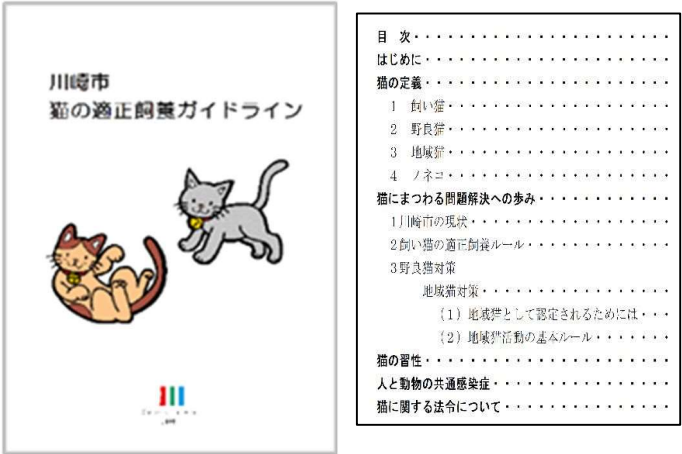


表１ 飼い主のいない猫対策の経緯

平成 3 年度	市	猫の不妊去勢手術補助制度開始
平成 17 年度	市	「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」策定
平成 22 年度	環境省	「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」が策定され、地域猫活動の概要が示された
平成 25 年度	環境省	「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に「地域猫対策」が明記された
平成 30 年度	市	川崎市地域猫活動活動サポーター制度開始

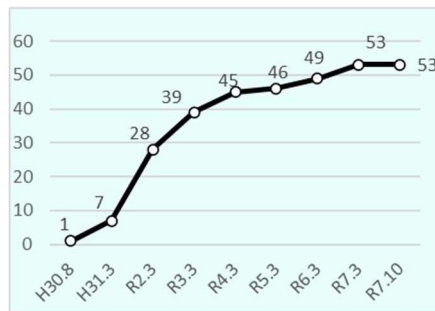
(2) 地域猫活動の推進

地域猫活動とは…

地域の飼い主のいない猫の糞尿や鳴き声などによる問題を解決するため、猫を排除するのではなく地域の方々の理解の下、猫の不妊去勢手術やルールに沿った餌の管理など、適正に猫を管理していく活動のことです。

今以上に猫を増やさず、猫による被害を減らすことで、地域の生活環境をより良くし、人と猫の共生する地域社会を実現して、暮らしやすい地域づくりにつなげることを目的とします。

本市では「地域猫活動サポーター制度」を設けて、市の方針に従って、無理なく行える範囲で活動するボランティアを「地域猫活動サポーター」（以下「サポーター」という。）として登録いただき、その活動を支援しています。



R7.10.1 現在
53 グループ 157 人
管理猫数 約 1,400 頭

図1 サポーター登録グループ数推移

サポーターへの支援

- ・自治会関係者への行政からの事前連絡
- ・活動への助言の実施
- ・サポーター証の交付
- ・専用ビブスの貸与
- ・捕獲器の貸出し
- ・不妊去勢手術費用の一部補助（頭数制限なし）
（オス 6,000 円、メス 8,000 円を上限として実費額）
- ・動物愛護センターでの無料の不妊去勢手術と手術済猫の自宅へのお届け
- ・年1回 サポーター連絡会議の開催（令和6年度：R7.1開催）

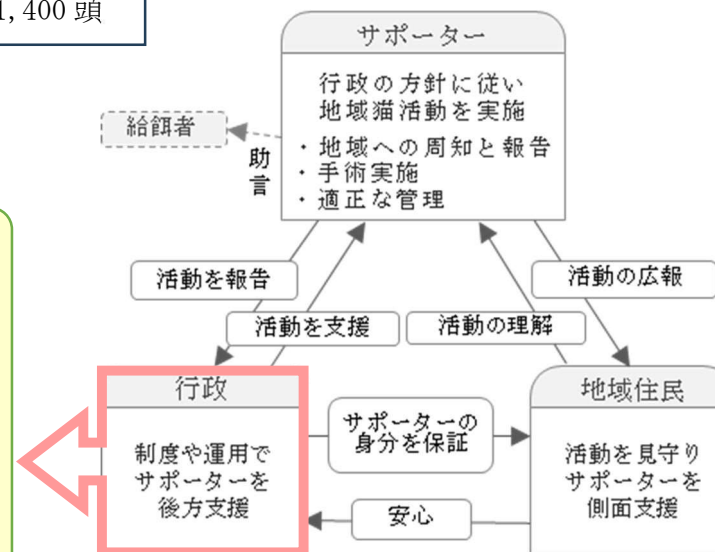


図2 三者協働・連携



(3) 繁殖制限への取組

飼い主のいない猫の増加を防止するため、繁殖を制限することが重要です。

ア 不妊去勢手術補助制度

川崎市指定の動物病院において実施する不妊去勢手術の費用を補助しています。

補助対象猫の区分

- ① 飼い猫※
- ② サポーターが管理していない「飼い主のいない猫」
- ③ サポーターが管理している「飼い主のいない猫」

※飼い猫に不妊去勢手術を推進することは、脱走する等して屋外で繁殖し、飼い主のいない猫が増えることを防ぐことにつながります。

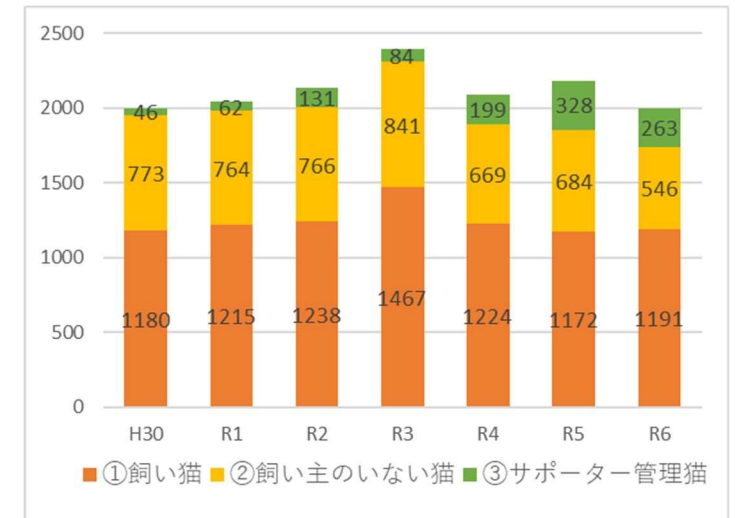


図3 不妊去勢手術補助金交付頭数

表2 補助金額（令和5年度に増額）

補助対象猫	①・②	③
オス	3,000 円／頭	6,000 円※／頭
メス	4,000 円／頭	8,000 円※／頭
頭数制限	年度当たり1世帯8頭まで	制限なし

※手術費用が補助額を下回った場合は、その実費額

イ 動物愛護センターで実施する不妊去勢手術

地域猫活動サポーター制度の下で管理している猫（③）を対象とした無料の手術を実施しています。

2 本市の飼い主のいない猫対策の効果

ボランティアとの協働や市民の理解と協力により、飼い主のいない猫の対策は次の指標からも効果があるものと考えております。

効果指標

- ① 市内の路上等で回収された猫の死亡頭数（図４）
- ② 市に収容された子猫及び負傷猫の数（図５）
（母猫との分離により自活できない子猫及び自力歩行できない負傷猫）



図４ 市内路上等で回収された猫の死亡頭数

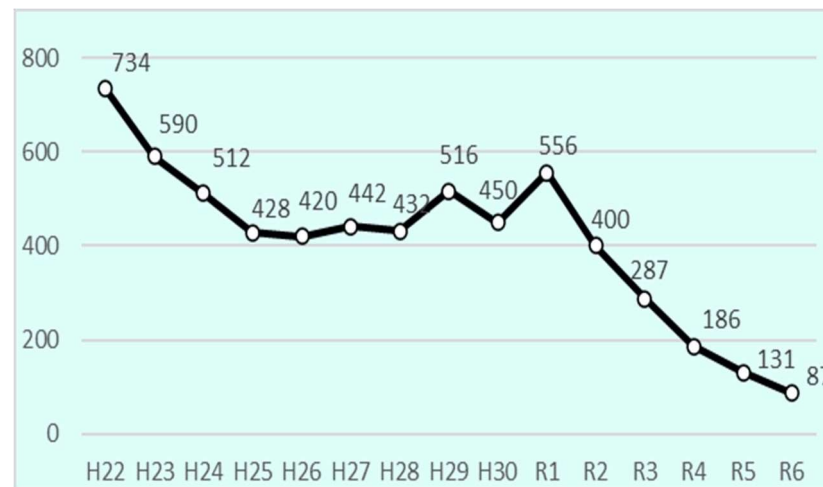


図５ 市に収容された子猫及び負傷猫の数

3 「地域猫活動」と「猫の保護・譲渡」の比較

(1) 「地域猫活動」

「地域猫活動」とは、ボランティアが猫を捕獲して不妊去勢手術を施し、元居た場所に戻し、その後も猫の見守りと個体管理を継続していく活動であり、本市としてはこの「地域猫活動」を推奨しています。

(2) 「猫の保護・譲渡」

「猫の保護・譲渡」とは、ボランティア活動の中で捕獲した猫を元居た場所には戻さず、保護し、人馴れをさせて、譲渡することで飼い主のいない猫を飼い猫とする活動で、捕獲時に不妊去勢手術を施すことが一般的です。

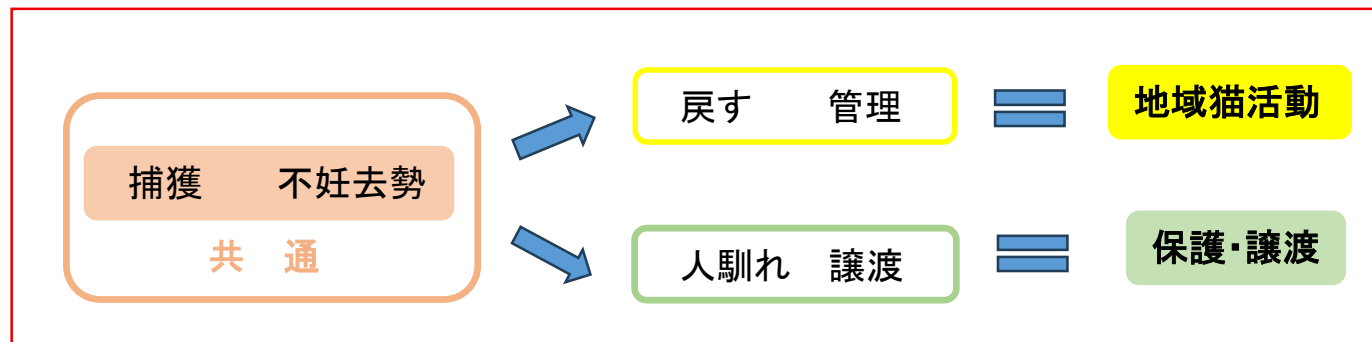


図6 「地域猫活動」と「猫の保護・譲渡」のイメージ図

（３）「地域猫活動」と「猫の保護・譲渡」のメリット・デメリット

メリット	デメリット
地域猫活動 ・猫を家庭等で保護する必要がなく、「猫の保護・譲渡」と比較してボランティアにとって負担が少ない。 ・ゆっくりではあるが地域の猫が減ることで生活環境の改善に繋がり、地域の理解が進む。	・地域の理解を得ることが、難しい場合がある。 ・地域の猫が減るまでに比較的時間がかかり、その間、管理を継続する必要がある。 「地域猫活動サポーター制度」では ・市が自治会長等へ事前に活動趣旨等について説明し、地域の理解が得られるよう支援している。 ・活動継続と個人の負担軽減を目的として、1 グループ 2 人以上での登録を要件にしている。
猫の保護・譲渡 ・飼い主のいない猫がすぐになくなるため、猫による被害に困っている方からの理解が得られやすい。	・人馴れが進まないことや病気等の理由で譲渡が困難な猫を多数保護した結果、ボランティアが多頭飼育崩壊に陥る危険性がある。 ・保護期間が長くなることで飼養管理費、医療費等の負担が増大し、ボランティアの生活に支障をきたす可能性がある。 ・自身の生活に支障をきたさずに活動を行うにはスキルが必要である。 ・困ったらボランティアに猫を託してしまえばよいという風潮が生まれるおそれがある。 ・一定期間保護した猫を地域に戻すことは「遺棄」とみなされ法律違反となる可能性がある。

（４）政令市における「猫の保護・譲渡」への支援状況

本市においては、不妊去勢手術の補助のほか、動物愛護センターの譲渡事業に協力する登録団体に対しては、譲渡会場の貸出し等により支援を実施しています。

政令市に調査を行ったところ、回答のあった 19 自治体のうち、地域猫に限定しない不妊去勢手術の補助は 14 自治体で実施していました。また、自治体の譲渡事業ではなく、独自に「猫の保護・譲渡」を行うボランティアに対して、譲渡会場の貸出しや譲渡会の開催情報等を行政 HP で掲載するなどの支援を行っているのは 1 自治体のみという状況でした。

4 陳情の要旨に対する本市の考え

「地域猫活動」は、猫が減るまでに時間はかかりますが、「猫の保護・譲渡」と比較して、多頭飼育崩壊等のおそれがなく、飼い主のいない猫対策に有効な手法であると考えています。

本市においても、「地域猫活動サポーター制度」開始から7年が経過し、併せて「不妊去勢手術補助制度」についても見直しを行ってきたことから、効果指標からも、これらの制度を含む飼い主のいない猫対策の成果が見えてきているところです。

各ボランティアが自主的に行っている「猫の保護・譲渡」の活動も飼い主のいない猫対策に寄与しているものと考えられますが、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術補助金交付頭数は毎年800～1,000頭あり、また、地域猫活動サポーターが管理している猫の頭数、約1,400頭から見ても飼い主のいない猫は一定数いることが推察され、現状では、飼い主のいない猫については、保護・譲渡を無理なく進められる頭数までには減少していないと考えています。

「猫の保護・譲渡」は活動に一定のスキルを要するため、誰もが行えるものではありません。

無責任に餌を与える方や猫による被害に困っている方が、安易にボランティア団体や個人に頼ることで、多頭飼育崩壊等に陥る危険性があることから、現時点においては、「地域猫活動」の推進により、飼い主のいない猫を減らす取組を継続してまいります。